

令和6年第4回 北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和6年12月5日（木）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

担当部課 建設部住宅局住宅課・建築指導課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 住宅政策について</p> <p>(一) 道営住宅の利便性をふまえた家賃等の見直しについて</p> <p>1 道営住宅の家賃の見直しの経緯と目的について</p> <p>道営住宅は住宅に困窮する人に対して、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としています。今回、道営住宅の家賃を見直すことになった経緯と目的を伺います。</p> <p>2 申込の偏りと長期的な空き家について</p> <p>まずですね、道営住宅の全戸数、それから入居戸数、空き戸数、入居戸数のうち60歳以上の高齢者世帯の割合をお答えください。</p> <p>また、入居を募集しているが空き家となっている住戸の割合について、10年前と現在を比較してお示しください。併せて、応募倍率の高い事例をお示しください。</p> <p>100倍を超えているということで、応募の偏りだと言うふうにおっしゃっているんだと思います。</p> <p>60歳以上の高齢世帯が55%以上となっていて、入居待ちの空き住戸が9.7%、一割に届くかということで、中々大変だなと思うんですけど。</p> <p>3 引き上げの理由とする設備利便・立地利便等について</p> <p>家賃引き上げの理由とされた道営住宅の設備には、エレベーター、オイルサーバー、共用部のLEDが挙げられています。これらは昨今ですね、民間の集合住宅では設置されていることが一般的な設備だというふうに考えています。引き上げの理由になるのかということですね。</p> <p>現行の家賃算定方法についてですが、すでに広さや設備、築年数を考慮して決められているはずですが。</p> <p>また、立地利便についても考慮の上、今のお支払いいただいている家賃が決められていると考えますけれども、その点いかがですか。</p> <p>今、答弁で住宅の規模、経過年数のほか、設備や立地の利便性について考えて算定していると答弁ありました。</p>	<p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>家賃の見直しについてであります。道営住宅では、建物の立地や設備水準などによって入居の申込が偏っており、長期的な空き家が課題となっておりますことから、入居需要を踏まえた適切な管理を行うため、昨年、住宅対策審議会へ諮問し、答申を受けたところでございます。</p> <p>答申では、入居者負担の公平性の観点から、エレベーターや給湯、暖房などの設備による便益を踏まえた適切な料金とすることが適当であること、また、大都市では公共交通機関による交通アクセスの良し悪しによる違いについても家賃に反映させることが望ましいとされたところであり、道としましては、答申を踏まえ、設備や立地による団地の利便性を再評価した家賃の見直しを行うところでございます。</p> <p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>道営住宅の入居状況などについてであります。道営住宅は、昨年度末時点で21,826戸管理しており、入居戸数は18,028戸で、空き住戸は3,798戸であり、入居世帯のうち60歳以上の高齢者世帯の割合は約55%となっております。</p> <p>空き家の割合につきましては、政策空家を除き、昨年度末では約9.7%、10年前の平成26年度末では約2.6%であり、7.1ポイント増加しているところでございます。</p> <p>また、応募倍率の高い事例につきましては、札幌市内の豊平公園団地や光星第二団地など交通アクセスが良く、立地の利便性が高い団地では、100倍を超えているところでございます。</p> <p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>道営住宅の家賃についてであります。家賃の算定方法は、入居者の収入、立地市町村や住宅の規模、経過年数のほか、住宅の設備や立地の利便性について、国が定める基準の範囲で地方自治体が定め、算定しているところであり、このたびの見直しは、住宅対策審議会の答申を踏まえて、住宅の設備や立地による利便性を再評価するものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 見直しの影響への認識について</p> <p>次の質問ですが、今般の見直しにより引き上げとなる世帯数と、それから入居戸数に占める割合をお示してください。</p> <p>それで、引き上げられる金額の最高額と平均額の見込みも併せてお示してください。</p>	<p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>家賃の見直しについてであります。家賃の減免制度による減額を考慮せずに、令和6年10月時点で入居している約18,000世帯で試算いたしましたところ、約48%の世帯で家賃が減額となる一方で、約42%の約7,600世帯で増額となるところでございます。</p> <p>また、増額となる金額が月額千円以下である世帯は約77%、千円を超え5千円以下は約22%、5千円を超える世帯は約1%であり、最高額は入居収入基準を超える世帯の13,100円、増額の平均額は約800円となっているところでございます。</p>
<p>5 入居者の生活への影響について</p> <p>その増額の平均額800円をどういふうに評価するか、ということなんですけれど、物価高が続いています。一方で道民の収入は増えてはいません。</p> <p>利便の良い住戸の家賃は現状を維持し、利便の良くない、良くないと言うのは語弊があるかもしれませんが、住戸の家賃については、さらに引き下げをするという方法もあったはずだと思うんですね。</p> <p>家賃を引き上げられる世帯の住民は生活が厳しくなると考えますけれど、認識を示してください。</p>	<p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>家賃の見直しによる影響についてであります。このたびの見直しにより、家賃が増額となる方々に対し、道としては、見直しの趣旨を丁寧に説明し、ご理解をいただくとともに、収入が著しく低い世帯に対しましては、家賃の減免制度を積極的に周知するなど、入居者の方々の事情に応じたきめ細やかな対応が重要と考えているところでございます。</p>
<p>5 (再)</p> <p>丁寧な説明は当然ですけど、家賃引き上げによるその生活の厳しさというのは解消されませんということを指摘してですね、道営住宅に入居している住民への説明のスケジュールをお示しいただけますか。</p>	<p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>入居者説明についてであります。年内を目途に、全ての入居者に対して、見直しの概要等について文書でお知らせをしますとともに、各振興局に相談窓口を設置するほか、家賃の増額が大きい団地の入居者の方々には、来年2月までに、順次、説明会を実施することとしているところでございます。</p>
<p>6 道営住宅のサービス向上について</p> <p>道営住宅の入居者の半数55%が60歳以上となる中、除草とか除雪はですね、住民が行うこととなっていて、年々その負担が重くなってきています。見なおしを求める声は上がっています。</p> <p>今回家賃は上がる事例があるんですけど、こうしたサービス向上の見なおしは行わないのでしょうか、お答えください。</p>	<p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>入居者の負担についてであります。道営住宅では共用部の草刈りや除雪などにつきましては、北海道営住宅条例に基づきまして、入居者がその費用を負担しておりますが、空き家の増加や入居者の高齢化により、草刈りや除雪といった自治会活動への影響が懸念されているところでございます。</p> <p>このため道では、住宅対策審議会の答申を踏まえまして、家賃等の見直しや道営住宅ストックの柔軟な活用による空き家の解消のほか、子育て世帯の入居促進に取り組むなど、自治会活動を含めた団地のコミュニティの活性化に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>7 家賃、駐車料金の引き上げについて</p> <p>やっぱり空き家の解消が大きな課題だなと思いますが、応募の偏りについてですね、居住者は収入申告を毎年して、設備だとか立地についても勘案されて、その都度収入と住戸の条件に見合った家賃を払っているわけですよ。</p> <p>駐車料金の見直しもするというので、個別の団地ごとに算出するというについては評価しますが、こちらでも引き上げとなることについては容認しがたい。</p> <p>今回の家賃の見なおしで、ごく一部に殺到するその応募の偏りですね、入居申込の状況というのは解消されるほどの引き上げにできるのか。</p> <p>するのかということについて、どのようにお考えですか。</p>	<p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>家賃等の見直しについてであります。道としては、このたびの見直しにあたっては、学識経験者や行政の長、入居者といった様々な立場の方にご審議いただいた住宅対策審議会からの答申を踏まえまして、これまで慎重に検討してきたところであり、道営住宅ストックの柔軟な活用のほか、このたびの家賃の見直しは、入居者負担の公平性の確保や入居の促進、さらには空き家の解消による良好な住環境の維持や、自治会活動など、団地コミュニティの保全といった効果が期待できると考えているところでございます。</p>
<p>7- (再)</p> <p>入居申込のその偏りや長期的な空き家を課題として見なおされるわけですが、この課題を解消するほどの家賃や駐車料金の引き上げというのは、道営住宅の目的から実施できるはずないというふうに私考えてます。</p> <p>とすればですね、引き上げされた入居者の生活を厳しくするという効果しか得られないのではないかというふうに思いますが、重ねて引き上げるべきではないというふうに思うんですけれどもいかがですか。</p> <p>入居者への影響は小さくないと思います。このことについて、知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長お取り計らいをお願いいたします。</p> <p>(二)「地域課題に対応した道営住宅ストックの柔軟な活用」について</p> <p>1 「地域課題に対応した道営住宅ストックの柔軟な活用」事業の目的について</p> <p>次の質問です。「地域課題に対応した道営住宅ストックの柔軟な活用」について、道内52の市町において約21,800戸の道営住宅を管理しています。今般、この事業についてですね、道内の約850戸を対象としていると承知していますが、事業の目的について伺います。</p>	<p>○住宅管理担当課長 佐々木 永典</p> <p>家賃の見直しについてであります。このたびの団地の利便性を反映した家賃の見直しは、入居者負担の公平性の確保や入居の促進に一定の効果が期待できると考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、空き家の解消に向けては、家賃の見直しのほか、道営住宅の柔軟なストック活用や居住性の向上を図る改善工事を推進するなど、入居需要を踏まえた道営住宅の適切な管理に努めてまいります。</p> <p>○住宅課長 清水 浩史</p> <p>道営住宅ストックの柔軟な活用についてであります。道営住宅では、近年、空き住戸が増加傾向にあり、長期間にわたる空き住戸などの既存ストックの有効活用が課題となっていることから、入居需要を踏まえた管理のあり方について昨年、住宅対策審議会に諮問し、地域の実情に応じた柔軟な活用方法について積極的に検討していくことが必要であると答申を受けたところでございます。</p> <p>道といたしましては、この答申を踏まえ、住宅に困窮する本来の対象者の入居を阻害しない範囲でそれ以外の者に使用させることができるいわゆる「目的外使用」による地域課題に対応した空き住戸の活用に係る提案について、市町村や民間事業者等に対して幅広く募集することとしたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 目的外入居等の現状について 現在でも北海道では空き住戸の目的外使用を進めています。現在の利用状況について伺います。</p>	<p>○住宅課長 清水 浩史 目的外使用の利用状況についてであります。現在、道営住宅では、能登半島地震により被災された方々、ウクライナから避難された方々を受け入れるための住宅や、地域課題に対応する活用について目的外使用を認めており、令和6年11月末時点で17戸使用されているところでございます。</p> <p>このうち、地域課題に対応するものとしては、札幌市において、入居者交流会や花壇の清掃などの自治会活動への参加を要件とし、大学生が入居する住宅として、4戸使用されているほか、室蘭市においては、外国人留学生を対象とした宿舎として、7戸使用されているところでございます。</p>
<p>3 道営住宅住民への周知について 現在道営住宅にお住まいの住民への周知や、事業の説明や住民からの意見聴取についてはどのように実施するのか伺います。</p>	<p>○住宅課長 清水 浩史 入居者への周知についてであります。今回の提案募集の対象としている団地の自治会には、共益費の負担や自治会への加入などを要件に活用の提案を募集することについて、事前に周知を行っているところでございます。</p> <p>また、当該団地において、事業者等からの応募があった場合には、団地自治会からの意見を伺った上で事業者等を選定するとともに、事業者等が決定した場合には、提案内容等について、団地自治会を通じて入居者に周知を図ることとしております。</p>
<p>4 修繕・改修、退去の際の負担について 事業の対象となる団体が使用する物件の修繕や許可を受けた上での改修費用を負担することになっています。しかし、使用許可期間は最大1年、年度をまたがないこととしておりまして、利用する側としては使いにくいんじゃないかと思います。道営住宅内での使用者の事業が継続しており、入居する道営住宅の建て替え等がないうちは、基本的に事業継続できると使用できると考えていいのでしょうか。また、退去時には、現状回復求められていますけれども、修繕した場合などの退去時の現状回復はどの程度なのか求められているのか伺います。</p>	<p>○住宅課長 清水 浩史 継続使用等についてであります。目的外使用の期間は、最大1年間としているところであります。入居需要等に応じて継続使用することを可能としているところでございます。</p> <p>また、退去時には、原則、原状回復のうえ、道に返還していただくこととしております。建替や用途廃止を予定している団地については原状回復を不要としているほか、それ以外につきましても、原状回復の内容は、目的外使用を行う事業者等と協議することとしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>5 使用料、使用条件等について</p> <p>是非柔軟で丁寧な対応をお願いします。使用料については、条例に基づき算定する家賃の収入分位4の額とされておりまして、特別な事情のない一般階層のうち所得が多い住民に適用される最高額の家賃となります。空き住戸の利用促進を図るならば使用料金は可能な限り低額にするべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>そして、応募が少ない場合の対策などは考えていますか。</p>	<p>○住宅課長 清水 浩史</p> <p>使用料等についてであります。目的外使用を行う事業者等と道営住宅の入居者との公平性確保の観点から、募集要項において原則、本来階層で最も高い収入基準である「収入分位4」の家賃相当分を使用料として設定しておりますが、提案内容により、その必要性や公平性を踏まえ、別途検討することとしているところでございます。</p> <p>また、空き住戸の活用に係る提案募集にあたっては、道のホームページやSNSなどの広報媒体により広く周知しているほか、庁内関係課と連携し、福祉や農林水産業などの関係団体へ情報提供を図るなど、多くの事業者等に応募いただけるよう取り組んでいるところでございます。</p>
<p>6 これまでの設備の改善状況について</p> <p>この事業には期待するところもあるのですが、対象となっている道営住宅を見ますと、利便が良いと言えない所も結構あるということで懸念をしています。</p> <p>現在入居している方の高齢化が進む中でですね、特に希望の多いエレベーターとオイルサーバーの設置、この事業の対象となる道営住宅の大半で設置されていないのではないかと見受けました。設備水準を向上させる改善工事の実施に努めているとしていますが、道営住宅におけるエレベーターとオイルサーバーの設置状況とともに、直近3年の改善状況を伺います。</p>	<p>○住宅課長 清水 浩史</p> <p>設備の設置状況等についてであります。令和5年度末時点で管理している道営住宅966棟2万1,826戸のうち、空き住棟を除く3階建て以上の住宅は789棟2万575戸あり、このうちエレベーターが設置されているものは233棟8,849戸、設置率は43%で、建替や改善事業の実施により、3年前の設置率41.4%に比べ、1.6ポイント増加したところでございます。</p> <p>また、オイルサーバーについては、暖房に灯油を使用している住宅878棟1万8,093戸のうち、489棟1万1,932戸に設置されており、設置率は65.9%で、3年前の設置率62.8%に比べ、3.1ポイント増加したところでございます。</p>
<p>7 空き住戸解消のための設備改修について</p> <p>特にですね、収入の少ない高齢の単身者にとっては、公営住宅というのは魅力的なのですが、高層階においてもエレベーターやオイルサーバーといった設備がなければなかなか応募しづらい状況があります。こうした設備に加え、手すり設置などバリアフリー化を進めることで空き住戸の解消につなげるべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>○住宅局長 飯沼 善範</p> <p>設備の改善についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づき、長期間維持管理する住宅について、耐久性や居住性、安全性の向上を図るため、必要な改善を計画的に実施することとしており、これまで、外壁や屋上防水の改修などの長寿命化に合わせ、オイルサーバーの設置などの居住性向上を図る設備改善のほか、エレベーターや手すりの設置といったバリアフリー化改善にも取り組んできたところであり、引き続き、こうした取組を着実に進め、誰もが安全で安心して暮らせる住まいづくりに努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>7-(再)</p> <p>こうした設備改善がスピードアップして欲しいというのが入居者の願いだということをお伝えしてですね、それから、築年数が古くてそうした設備もない道営住宅の住民からですね、ここの道営住宅は建て替えの計画があるのだと、しかし、いつなのかと繰り返し問い合わせがあるのでですね。道営住宅整備活用計画を見て説明するのですけれども不安は解消されないのです。計画の構成や表現の方法を工夫して、特に建て替え予定のある道営住宅に住む住民が将来の見通しを立てられるような、そういった内容にして欲しいと思うのですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>(三) 高齢世帯の住環境について</p> <p>1 高齢世帯・高齢単身世帯の現在の状況と今後の見込みについて</p> <p>次に、高齢世帯、高齢単身世帯の住環境についてですが、11月12日、社人研が都道府県別の世帯数の将来推計を公表しまして、高齢世帯のうち特に単身高齢世帯の増加が見込まれると。北海道の現状と今後の見込みをお示しください。</p> <p>2 高齢者の住宅探しにおける課題について</p> <p>今後、高齢者単身世帯が増えるということで、高齢者が長年住んでいたアパートから退去を求められたり、経済状況が変わるなどして転居先を探すことになると、年齢だけで入居を断られると、収入が低いとさらに大変なんです。そうした状況を北海道はどのように認識しているか。また、貸主としてはどのようなことに懸念を感じていると把握しているか、お示しください。</p> <p>3 北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画について</p> <p>北海道では、住宅の確保に配慮を要するものへの賃貸住宅の供給促進を目的に「北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」というのがありますが、この要配慮者の対象をお示しください。道内の居住支援協議会の数、居住支援法人のある自治体数と、全道人口に占めるカバー率、そしてセーフティネット住宅の登録戸数をお示しいただき、併せて、実際に居住されている戸数についてもお示しください。</p>	<p>○住宅局長 飯沼 善範</p> <p>設備の改善などについてであります。道では、建替や改善工事の実施にあたっては、建設年度や劣化の程度、設備の設置状況のほか、入居者の状況などを踏まえ全道的な見地から総合的に判断し実施しているところであり、引き続き、限られた予算の中で、必要な改善を計画的に実施してまいります。</p> <p>また、事業が具体化された段階で入居者の方々に工事の内容や日程などを説明することとしており、今後とも円滑な事業の推進に向け、入居者の方々にできるだけ早く計画をお知らせするとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。</p> <p>建築指導課長 渡邊 純一</p> <p>高齢世帯についてであります。2020年国勢調査では、道内の総世帯数247万世帯に対し、高齢者夫婦のみの世帯は36万3千世帯、高齢者の単身世帯は36万1千世帯であります。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には、総世帯数243万世帯に対し、高齢者夫婦のみの世帯は33万2千世帯、高齢者の単身世帯は42万4千世帯となる見込みであり、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合は14.6%から17.4%へ増加する見込みでございます。</p> <p>建築指導課長 渡邊 純一</p> <p>高齢者の入居における課題についてであります。国のアンケート調査では、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安があり、単身高齢者などの要配慮者に対して大家の拒否感が大きいとされており、また、道が不動産団体と行った意見交換では、孤独死、残置物処理の対応に加え、入居中に認知症や健康問題で介護が必要になった場合の対応など貸主側のリスクに対する不安を挙げる意見があったところでございます。</p> <p>一方、入居者側の課題といたしましては、居住支援法人に対して、道が実施したアンケート調査では、対象者の特性に考慮した物件や、地方部での確保が困難などといった状況が見られるなど、高齢者の入居にあたっては、様々な課題があると考えてところでございます。</p> <p>建築指導課長 渡邊 純一</p> <p>居住支援の状況についてであります。道では、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」いわゆる「住宅セーフティネット法」に基づき策定いたしました住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、住宅確保要配慮者を、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人や生活困窮者などを対象としております。</p> <p>道内の居住支援協議会は、札幌市、旭川市、函館市、本別町の4つの市町で設立されており、全道に占める人口カバー率は49%、居住支援法人の業務区域は、札幌市、旭川市など25市町でカバー率は71%となっております。</p> <p>また、令和6年11月末時点のセーフティネット住宅の登録戸数は17,403戸であり、住宅確保要配慮者以外の世帯が入居中の住宅を含め、16,362戸が入居中となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 一 再 質</p> <p>改正セーフティネット法の施行が来年となっています。居住支援協議会というのは、現在4つの市町にあるのみとのことですが、北海道としては、今後どのように対応していくお考えかでしょうか。</p> <p>4 居住支援法人の指定について</p> <p>費用の問題もあるかと思いますが、困っている方が相談先が増えるということは、良いことだと思うので、そういう意味で期待するのですが、居住支援法人というのは北海道により指定されます。どのような基準で指定を行っているのか。</p> <p>また、居住支援法人は、国や都道府県等から補助金を受けることが出来ますが、適切に利用されているかなどの監査監督はどのように行っているのかお答えください。</p> <p>5 改正住宅セーフティネット法について</p> <p>適切な指導をお願いしたいと思います。改正セーフティネット法施行後は、住宅確保要配慮者の一形態である高齢者の終身建物賃貸借権利の利用により賃貸契約は相続されないことや、死後の残置物処理を居住支援法人に委託可能となります。また、居住中の見守り安否確認などサポート業務が追加できることになりました。貸主の不安が軽減され、必要な住民が利用可能とすること、また、セーフティネット住宅の登録が進むように周知を期待するがいかでしょうか。</p>	<p>建築指導課長 渡邊 純一</p> <p>市町村における居住支援協議会についてであります。道では、市町村や不動産、福祉関係団等で構成する「北海道居住支援協議会」において、情報共有や意見交換を行うとともに、市町村を対象とした説明会を開催するなど、設立支援に取り組んできたところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、法改正より、市町村による居住支援協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、設立の意向のある市町村に対して個別に助言を行うなど、居住支援の取組が全道各地に広がるよう、働きかけを行い、地域における居住支援体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>建築指導課長 渡邊 純一</p> <p>居住支援法人への指導監督等についてであります。道では、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する基準を定め、指定にあたって、業務実施計画の適切性や経理的・技術的基礎、役職員構成の公正性などについて審査を行っております。</p> <p>また、毎年、住宅確保配慮者に対する支援業務に係る事業計画書及び収支予算書により事業内容を審査し認可いたしますとともに、居住支援法人に対する指導監督要領を定めており、法令違反や支援業務の公正かつ適正な実施に支障を及ぼす恐れがある場合には、監督命令、指定の取り消しなどを行うこととしていただいております。</p> <p>建築指導課長 渡邊 純一</p> <p>住宅セーフティネット制度の周知についてであります。道では、高齢者や子育て世帯など住宅の確保に配慮が必要な方々の居住の安定を図るため、セーフティネット住宅の登録促進に取り組んできており、本道における居住支援の取組について広く道民に周知し、制度の利用促進につなげるため、札幌駅前通地下歩行空間で周知イベントの開催や居住支援法人と連携したセミナーの開催などに取り組んできたところでございます。</p> <p>道といたしましては、改正法の趣旨を踏まえ、制度の利用が進みますよう、引き続き、住宅セーフティネット制度の周知に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>6 高齢低所得者の居住支援における北海道の責任について</p> <p>国交省のホームページからセーフティネット住宅を調べたところ、小樽市では7棟19戸ありました。ちょっと少ないなと思ったのですが、高齢の低所得者が入居できそうな家賃のところは、ロフト付きの1DKとか9畳一部屋に風呂トイレ台所がついただけなど、長期入居するにはあまりにも貧弱な、語弊がありますけれど、住環境と言わざるを得ないのですね。家賃低廉化や家賃債務保証料の低廉化に係る補助がありますので、この活用を大いに求めたいと思いますが、良好な住環境を提供するためには、道営住宅を含む公営住宅を増やす、あるいは戸数は維持するなどの検討を求めますけど、お考えをお聞かせ願います。</p> <p>6-再質</p> <p>道営住宅の果たす役割というのは、やはり大きいと思うんです。今回社人研の調査では、特に単身高齢世帯の割合が今後増加すると。加えてですね、単身の高齢世帯では経済的に困窮している割合が、高いということも報道されておりまして、今後の道営住宅のあり方については、再検討をし、十分な戸数を確保するべきだと切に願うんですけどもいかがですか。</p> <p>知事に直接、住宅政策についてお聞きしたいので、お取り計らいをお願いして質問を終わります。</p>	<p>建築企画監 大野 雄一</p> <p>低所得者に対する居住支援についてであります。家賃低廉化支援及び家賃債務保証料低廉化支援は、セーフティネット住宅に入居する低額所得者に対しまして、賃貸住宅オーナーが家賃を低廉化する場合や家賃債務保証会社が家賃債務保証料を低廉化する場合に地方公共団体と国が協力して補助を行うものであり、道内では、現在5市町が補助制度を有しております。</p> <p>道では、多くの市町村にこの制度を活用いただけるよう、地方公共団体等で組織する「北海道居住支援協議会」におきまして、情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、公営住宅にあつては、北海道住生活基本計画におきまして、居住の安定確保を図るべき世帯の把握や住宅ストックの状況等を勘案し、道内の公営住宅の供給目標量を設定しており、その達成に向けて、市町村と連携を図りながら、的確に供給するよう努めてまいります。</p> <p>建築企画監 大野 雄一</p> <p>道営住宅の供給についてであります。住生活基本計画では、計画期間内におきまして、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯である要支援世帯数を推計した上で公営住宅の供給目標量を設定しております。</p> <p>道では、5年ごとに計画の見直しを行っており、次回、令和8年度の見直しにおきましても、少子高齢化などの社会情勢の変化等を踏まえ、的確に供給目標量を設定するとともに、その達成に向け、市町村と連携を図りながら道営住宅の供給を進めてまいります。</p>